

34	都市整備局	航空政策の推進
事業概要	<p>1 羽田空港の機能強化 羽田空港は、平成22年10月にD滑走路及び国際線地区が供用開始され、本格的な国際空港となった。東京2020大会やその後の航空需要に応え、国際便の就航を増やしていくため、羽田空港の機能強化を推進する必要がある。</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進 空港跡地については、国家戦略特区や特定都市再生緊急整備地域に指定されており、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進める必要がある。</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進 国際ビジネスにおいて世界の都市間で熾烈な競争が行われている時代にあつて、国際競争力強化のためビジネス航空の受入れを促進する必要がある。</p> <p>4 横田空域の返還 米軍が管理する横田空域は、一都九県にまたがる広大な空域である。横田空域及び管制業務を全面返還させ、首都圏空域の効率的な運用を図る必要がある。</p>	
これまでの経過	<p>1 羽田空港の機能強化 平成26年8月 国が「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、2020年までの実現に向けた飛行経路見直し等による容量拡大案を提案 都は「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を設置 平成27年7月～平成28年1月 国が、機能強化に関する説明会（第1・第2フェーズ）を都内で延べ70日間開催 平成28年7月 国が協議会において、「環境影響等に配慮した方策」を提示 都は、国に対して、引き続き地元への丁寧な情報提供と、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組んだ上で、2020年までに必要な施設整備や環境対策を着実に進めるよう要請 平成29年1月～5月 国が、機能強化に関する説明会（第3フェーズ）を都内で13日間開催 平成29年11月～平成30年2月 国が、機能強化に関する説明会（第4フェーズ）を都内で13日間開催 平成30年3月 国が「落下物対策の強化策」取りまとめ 平成30年9月 国が「部品等脱落防止措置に関する技術基準」制定 平成30年12月～平成31年2月 国が、機能強化に関する説明会（第5フェーズ）を都内で、平日及び土日に26日間開催 平成31年1月 落下物防止対策基準について、国内航空会社へ適用を開始 平成31年3月 落下物防止対策基準について、外国航空会社へ適用を開始 令和元年5月 国は、5期にわたる住民説明会や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど「これまでの取組と対応方策等」を公表 令和元年7月 都は「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を開催</p>	

	<p>国は、都や地元の要請を受け、秋からのオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引き上げなど、追加対策等を示した。</p> <p>令和元年 8月 7日、国が協議会を開催し、都は、国が示したスケジュールに基づき、必要な手続きを着実に進めるよう要望するとともに、関係区市からの意見を伝える。</p> <p>8日、国が2020年3月29日からの新飛行経路の運用開始・国際線増便を決定</p> <p>30日から、国が新飛行経路に関する飛行検査を開始</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <p>平成22年10月 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」策定</p> <p>平成28年 2月 国家戦略特区における都市計画法等の特例措置を活用し、土地区画整理事業等の都市計画決定(平成28年10月事業認可取得)(第1ゾーン)</p> <p>平成28年 6月 国が、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定(第2ゾーン)</p> <p>平成29年 5月 大田区が、産業交流施設等の整備・運営を行う民間事業予定者を選定(第1ゾーン)</p> <p>平成30年 4月 国が選定した民間事業者が、第2ゾーンの工事に着手</p> <p>平成30年 6月 大田区が、空港跡地の一部土地を国とURから購入</p> <p>平成30年12月 大田区が選定した民間事業者が、第1ゾーンの本体工事に着手</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <p>平成22年11月 「首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針」策定</p> <p>平成26年 9月 羽田空港におけるビジネスジェット専用動線供用開始</p> <p>平成28年 4月 羽田空港における発着枠拡大(8回/日→16回/日)等受入れ体制強化</p> <p>4 横田空域の返還</p> <p>平成13年度以降 横田空域の早期全面返還を実現するよう国に提案要求</p> <p>平成18年 5月 「再編実施のための日米ロードマップ」で「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討し、平成21年度に完了する」ことなどが合意</p> <p>平成20年 9月 一部返還実施</p>
現在の進行状況	<p>1 羽田空港の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は、国に対して、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の着実な実施を求めている。 ・国は、令和元年7月に示した追加対策等を踏まえて、秋からのオープンハウス型説明会の開催など、継続的な地元への丁寧な情報提供を行うとともに、騒音・安全対策の着実な実施に取り組んでいる。 <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1ゾーンは、独立行政法人土地再生機構を施行者として、土地区画整理事業の工事に着手している。また、大田区が産業交流施設等の整備・運営を行う民間事業予定者を選定し、本体工事を実施中である。 ・第2ゾーンは、国が、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、工事を実施中である。

	<p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 4 月に発着枠の拡大など受入れ体制の強化が図られ、一定の改善は見られたが、更なる受入れ体制の強化に向けて国に働きかけている。 <p>4 横田空域の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> 「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」については、既に平成 22 年 5 月に完了しており、検討結果を明らかにし、それを踏まえ、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう国に働きかけている。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>1 羽田空港の機能強化</p> <p>2020 年までの機能強化実現に向けて、都は国に対して、必要な手続きを着実に進めるとともに、引き続き丁寧な情報提供と騒音影響の軽減、安全管理の徹底を求めるなど、都民の理解がより一層深まるよう取り組むとともに、関係自治体との調整を図っていく。</p> <p>2 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進</p> <p>羽田空港跡地について、国や地元区と連携して、2020 年の概成を目指し、空港と一体となった魅力的なまちづくりを促進していく。</p> <p>3 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進</p> <p>横田基地におけるビジネス航空の受入れや羽田空港の機能強化に併せたビジネス航空の一層の受入れ体制の強化を国に働きかけていく。</p> <p>4 横田空域の返還</p> <p>横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう国に働きかけていく。</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市整備局 都市基盤部 交通企画課</p>	<p>電話 03-5388-3288</p>